

2007年10月 日

各市町村長 様
各市町村議会議長 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 徳田 秋
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号
(事務局団体) 愛知県社会保障推進協議会
議長 徳田 秋
愛知県労働組合総連合
議長 羽根 克明
日本自治体労働組合総連合愛知県本部
執行委員長 梅野 敏基
新日本婦人の会愛知県本部
会長 水野 磯子

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

小泉・安倍内閣がすすめた医療、福祉、介護、年金など社会保障の連続改悪など構造改革により格差と貧困が拡大しています。このことにより、国民のいのちと暮らしが脅かされ、一家心中や介護殺人などの悲惨な状況が生じています。

医療費や介護の負担増とあわせ、住民税の増税によって国民健康保険料(税)や介護保険料が引き上げられ「もう払えない」と悲痛な声があがっています。

さらに、2008年4月からは、高齢者の医療費負担増と「後期高齢者医療制度」がはじまり、保険料負担など、高齢者の不安はさらに強まっています。

私たちは、各市町村が医療や福祉の切り捨てや民間委託など自治体リストラをすすめることなく、国の悪政から住民のいのちと健康、くらしを守る砦としての役割を果たしていくために、以下の事項について改善をお願いします。

【陳情事項】

【1】憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて、医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。

(答) 陳情については確かに聞きしました。

★【2】以下の事項については、市町村が住民サービス向上の視点にたって臨めば、実施可能なサービスですので、未実施の施策があれば、速やかに実施してください。

①住宅改修、福祉用具の受取代理(受領委任払い)制度を実施してください。

(答) 住宅改修の受領委任払いは、平成17年7月から実施(平成18年度5件)。福祉用具については、今後の検討課題とする。(長寿課)

②障害者控除の認定にあたって、次の3点を実施してください。

ア. 介護保険のすべての要介護認定者を「障害者控除」の対象としてください。

(答) 実施している。(長寿課)

イ. すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

(答) 認定申請に基づき個別に審査し認定を行なう。(長寿課)

ウ. 「障害者控除認定書」を交付した人については、対象者の障害事由の変更・消滅がなければ、翌年以降は、認定書がなくても障害者控除の対象となることを周知してください。

(答) 今後、認定方法の見直しにあわせ検討をしていく。(長寿課)

③福祉給付金の支払いは、現物給付(窓口無料)にしてください。当面、自動払いしてください。

(答) 福祉給付金については、愛知県が見直しを検討しており、その結果を踏まえ対応を決定する考えです。なお、自動払いについては、平成18年4月診療分から開始しています。

(保険年金課)

④老人保健の「現役並み所得者」の認定に当たっては、課税所得が145万円以上であっても、収入基準(夫婦世帯520万円、単身383万円)に満たない高齢者については、申請がなくても、自動的に「現役並み所得者」から除いてください。少なくとも、「基準収入額適用申請書」を個別送付してください。

(答) 法的に申請によって負担区分が変更されることとなっており、自動的に行なうことはできませんが、本市の場合、該当の方には、内容を説明した通知と申請書をお送りしています。

(保険年金課)

⑤2008年4月から実施される「高額医療・介護合算療養費」の払い戻し手続きは、毎回の申請に係る負担を軽減するために、申請を初回のみとし、2回目からは自動払いとしてください。

(答) 事務的な部分も含め検討中です。(保険年金課)

⑥子どもの医療費助成制度を償還払い実施している場合、現物給付(窓口無料)にしてください。

(答) 現物給付で実施しています。(保険年金課)

⑦国民健康保険の保険料(税)2割軽減および市町村独自の減免制度について、減免対象者が把握できる世帯には自動適用または申請書を個別送付するなどの方法で申請漏れのないようにしてください。

(答) 把握できる世帯には申請書を個別送付しています。(保険年金課)

⑧出産・育児一時金の受取代理(受領委任払い)制度を実施していない市町村は実施してください。

(答) 出産・育児一時金委任払い制度を実施しています。(保険年金課)

【3】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

①保険料・利用料減免、介護サービス改善のための費用を一般会計から繰り入れてください。

(答) 原則法定繰入金のみとする。(長寿課)

②介護保険料について

★ア. 低所得者に対する保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、

介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。

(答) 「合計所得金額+課税年金収入が80万円以下」の場合、負担区分を第1段階とし年額21,708円としている。(長寿課)

イ. 減免に際して預貯金や不動産の所有を理由にして対象者を狭めないでください。

(答) 減免については規定どおりとする。(長寿課)

③利用料について

★ア. 低所得者に対する利用料の減免制度を実施、拡充してください。

(答) 現状どおり(災害・生計中心者の収入の著しい減少)(長寿課)

イ. 低所得者の高額介護サービス費の限度額を引き下げてください。

(答) 第2段階の低所得者については、24,600円を15,000円としている。(長寿課)

ウ. 2005年10月からの居住費・食費の全額自己負担に対し、国の軽減措置の拡充と市町村独自の減免制度を設けてください。

(答) 現状どおり(長寿課)

④要支援、要介護1の人に対する車いすや介護ベッドなど福祉用具の貸与について、一律的に取りあげず簡素な手続きで利用できるようにしてください。

(答) 現状どおり(長寿課)

⑤地域包括支援センターについて

★ア. 地域包括支援センターは、住民が利用しやすい身近なところに配置し、介護予防のケアプランを立ててもらえない利用者を出さないために、人員配置を国基準の3人以上を確保してください。

(答) 地域包括支援センター支所を含む5箇所、職員15名体制をとっている。(長寿課)

イ. 介護予防のマネージメントだけでなく、権利擁護や地域包括支援のネットワークの形成、特に認知症や老人虐待、経済的事由などの困難事例は、サービス提供も含め市町村が責任をもっておこなってください。

(答) 委託契約の仕様書にうたわれており、市の責任・監督のもとにあると考えている。
(長寿課)

ウ. 民間に地域包括支援センターを委託している市町村は、委託料を公的責任が果たせる水準に引き上げてください。(長寿課)

(答) 委託契約を取り交わしており、適正な水準にあると考えている。(長寿課)

⑥介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の建設など、施設・在宅サービスの基盤整備を早急に行って、介護サービスが必要な人すべてにゆきわたるようにしてください。

(答) 東三河南部圏域の中で、需要と供給等調査し協議をしていく。(長寿課)

⑦人材確保と質の向上のために

ア. ヘルパー やケアマネジャーの研修は、市町村の責任で実施してください。

(答) 関係機関の実施する研修に、積極的に参加するよう促していきたい。(長寿課)

イ. 介護労働者の処遇が適正におこなわれるよう、管轄の労働基準監督署や県労働局と協

力・連携して事業所の講習や自治体として必要な施策を講じてください。

(答) 全国的に処遇改善の動きがある中で、その動向を見守りたい。(長寿課)

(2) 高齢者福祉施策の充実について

①地域支援事業の財源は、一般財源を基本とし、介護保険からの支出は極力しないでください。

(答) 財源がひっ迫している中で、介護保険から支出せざるを得ない状況である。(長寿課)

②配食サービスは、料金を引き上げることなく毎日最低1回の配食を実施し、あわせて、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

(答) 週3回、栄養改善・見守り事業として実施しており、現状どおり継続していく。(長寿課)

③独居、高齢者世帯のゴミ出しの援助など生活支援の施策をすすめてください。

(答) 地域社会・近隣住民の助け合いとして実施されることを期待している。(長寿課)

④要支援、要介護の高齢者などの介護手当を引き上げ、所得や介護期間、介護度などの制限を設けず支給してください。

(答) 在宅ねたきり老人等手当については、現状どおり実施していく。(長寿課)

⑤住宅改修費への独自の助成制度を実施・増額してください。

(答) 現状どおり(長寿課)

★⑥介護予防は、高齢者が地域でいきいきと生活し、要介護状態にならないようにするため、敬老バスや地域巡回バスなどの外出支援や宅老所、街角サロンなどの集まりの場への援助など多面的な施策を一般財源で実施してください。

(答) 介護保険の中で実施すべきと考えている。(長寿課)

2. 国の税制改正に伴う負担増の軽減措置について

★①公的年金等控除の縮小、老年者控除や定率減税の廃止など、国の税制改正に伴う国民健康保険料(税)、介護保険料などの負担増を軽減する緊急対策を、国の施策に加えて市町村独自に実施してください。

(答) 市独自では考えていません。(保険年金課)

②市町村独自の減免制度が、同様の理由で受けられなくなった人に対しては、引き続き受けられるようにしてください。

(答) 市独自では考えていません。(保険年金課)

3. 高齢者医療の充実について

★①2008年4月から2割負担に引き上げられる70歳以上の高齢者の医療費負担を1割に据え置くために、医療費助成を実施してください。少なくとも、73歳・74歳の老人医療費助成制度対象者については、必ず1割分の助成を行ってください。

(答) 70歳以上の医療費助成については、市独自では考えていません。

愛知県では、老人医療費助成制度を含め福祉医療制度全般について見直しを検討中ですので、この結果を踏まえ結論を出す考えです。(保険年金課)

②福祉給付金制度の対象は、2008年4月から実施される後期高齢者医療制度の加入者も引

き続き対象とともに、70歳からの高齢者についても、対象に加えてください。

(答) 愛知県では、福祉給付金制度を含め福祉医療制度全般について見直しを検討中ですので、その結果を踏まえ結論を出す考えです。(保険年金課)

★③後期高齢者医療対象者に対し、名古屋市国保並みの減免制度を設けるとともに、保険料滞納者に対する保険証の取り上げをしないでください。

(答) 後期高齢者に対する減免制度及び資格証明書の発行に関する取扱いの実施主体は、保険者である愛知県後期高齢者医療広域連合です。(保険年金課)

4. 子育て支援について

★①中学校卒業まで医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施してください。

(答) 愛知県では、乳幼児医療を含め福祉医療制度全般について見直しを検討中ですので、この結果を踏まえ結論を出す考えです。(保険年金課)

★②妊産婦の無料健診制度は、産前は14回以上、産後は1回以上を無料にしてください。

(答) 妊婦の無料検診制度については、現在、1人の妊婦につき2回分の健診無料券を発行しています。

公費負担による妊婦健康診査については、14回程度(最低限5回)にするようにという国の通知を受け、本市においては平成20年度から2回を5回にするよう考えています。(健康推進課)

③妊産婦医療費無料制度を新設してください。

(答) 現段階では新設の予定はありません。(保険年金課)

④就学援助制度を拡充し、申請の受付は学校だけでなく市町村の窓口でも受け付けてください。

(答) 申請の受付については、市の窓口では申請世帯の生活状態や家庭の事情等の実態が把握できないため、児童生徒の家庭状況等をある程度把握している各学校への申請が適当であると考えています。((教)庶務課)

5. 国保の改善について

①制度の運用にあたっては、国民健康保険法第1条「社会保障及び国民保健の向上を目的とする」の立場でおこない、「相互扶助」「公平な負担」などの考え方を持ち込まないでください。

(答) 国民健康保険制度の運用にあたっては、法律にのっとり運用していきます。(保険年金課)

★②保険料(税)について

ア. 保険料(税)の引き上げをおこなわず、減免制度を拡充し、払える保険料にしてください。

(答) 現在、国保財政は厳しい状況にあり、新たに減免制度を創設する考えはありません。現行の減免制度及び軽減制度を適切に運用してまいります。(保険年金課)

イ. 就学前の子どもについては、均等割の対象としないでください。

(答) 法律の規定に基づき、蒲郡市国民健康保険税条例を制定し、所得割、資産割、被保険者均等割及び世帯別平等割で国保税を負担していただいている。一部の年齢層を賦課対象としないとする考えは持っていません。(保険年金課)

ウ. 前年所得が、生活保護基準の1.3倍以下の世帯に対する減免制度をつくってください。
(答) 現在、国保財政は厳しい状況にあり、新たに減免制度を創設する考えはありません。
現行の国保税減免制度および軽減制度を適切に運用してまいります。(保険年金課)

エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で、当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の9／10以下」にしてください。
(答) 現在、国保財政は厳しい状況にあり、減免制度を拡充する考えはありません。現行の減免制度及び軽減制度を適切に運用してまいります。(保険年金課)

★③保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をおこなわず、すべての被保険者に正規の保険証を無条件で交付してください。むやみに短期保険証の発行はおこなわず、払う意思があつて分納中の加入者には、正規の保険証を交付してください。
(答) 資格証明書や短期被保険者証の交付は、保険税収納を図る方法のひとつであります。納付困難な被保険者には納税相談に応じています。(保険年金課)

イ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。
(答) 納付困難な被保険者には納税相談に応じています。(保険年金課)

ウ. 保険料(税)の滞納を理由に、高額療養費の「限度額適用認定証」の交付制限をおこなわないでください。
答 納税相談・指導をしたうえで発行しています。(保険年金課)

④国民年金保険料の滞納を理由にした短期保険証の発行はおこなわないでください。
(答) 他市の状況を把握しながら検討していきます。(保険年金課)

⑤一部負担金の減免制度(国保法第44条)の案内チラシ、申請用紙などを役所窓口におくなど、制度を広く住民に周知してください。また、制度の規定がない場合は、規定をつくってください。
(答) 平成19年度に運用規定を整備し、広報、ホームページで周知しています。
(保険年金課)

⑥国保法第58条第2項に基づいて、傷病手当、出産手当制度を新設してください。
(答) 傷病手当、出産手当制度は任意給付であり、保険財政に余裕のある場合に実施することが望ましいとされています。現在の財政状況は厳しく、制度の新設をする考えはありません。(保険年金課)

6. 生活保護について

①生活保護の申請に対する締め付けをしないでください。
(答) 生活保護制度の適切な運用に努めています。(福祉課)

7. 障害者施策の充実について

①4月から行われている通所施設・在宅サービス利用者の負担軽減措置にかかわって、資産要件を撤廃してください。
(答) 通所施設・在宅サービス利用者の負担軽減措置の資産要件を撤廃することは、現在のところ

考えておりません。(福祉課)

②補装具の利用料負担軽減とともに、地域生活支援事業の移動支援・日常生活用具・地域活動センターの各利用料を総合した負担軽減策を講じてください。

(答) 日常生活用具を除いた地域生活支援事業の負担額を合算して負担上限月額を適用しております。補装具の利用料負担軽減については、現在のところ考えておりません。(福祉課)

③移動支援の利用範囲を通学・通所・通勤に使えるようにしてください。また、利用時間上限を設けず、必要とする時間を支給してください。

(答) 移動支援については、必要な時間を支給しております。利用範囲を通学・通所・通勤に使えるようにすることについては、現在のところ考えておりません。(福祉課)

★④精神障害にある人を障害者医療費助成制度の対象にしてください。

(答) 障害者自立支援法に基づく受給者証の交付を受けている方には、通院による治療について、自己負担分の全額(10%)を市単独で助成しています。

また、他の疾病についても自己負担分の2分の1を市単独で助成しています。

(保険年金課)

⑤障害児に係わる福祉サービスの利用料、給食費などの負担をなくしてください。

(答) 障害児に係わる福祉サービスの利用料、給食費などの負担をなくすことは、現在のところ考えておりません。(福祉課)

⑥学齢障害児(小学生～中高生)の児童デイサービスを含め、放課後・長期休暇中の支援体制をつくってください。また、余暇支援として移動支援などを充実してください。

(答) 学齢障害児支援充実の要望については確かに聞きしました。(福祉課)

⑦地域活動センター・小規模授産所への人件費補助を充実してください。

(答) 地域活動センター・小規模授産所支援充実の要望は確かに聞きしました。(福祉課)

8. 健診事業について

★①特定健診、がん検診、歯周疾患検診については、自己負担金を無料としてください。また、実施期間は通年とし、個別医療機関委託も実施してください。

(答) 平成20年4月から新たに始まる特定健診については、各保険者が実施することになっており、現在、準備が進められており、詳細については未定です。

がん検診については、自己負担金を無料にする考えはありません。歯周疾患検診については無料で実施しています。

また、実施期間については、がん検診は通年で実施しています。歯周疾患検診については、当該年度の6月から3月までを実施期間としており、期間の変更は考えていません。なお、どちらも個別医療機関委託方式で実施しています。(健康推進課)

②歯周疾患検診および75歳以上の健診については、少なくとも現行水準を後退させることなく、年1回受けられるようにしてください。

(答) 歯周疾患検診は、40・45・50・55・60・70歳の方を対象に無料で実施しています。

75歳以上の健診については、平成20年4月から広域連合が実施することになっており、現在準備が進められていますが、詳細は不明です。(健康推進課)

③子宮がん・乳がん検診を2年に1回としている市町村は、年1回にしてください。

(答) 子宮がん検診・乳がん検診は、厚生労働省より通知されている「子宮がん検診実施要領、乳がん検診実施要領」に基づき、2年に1回実施しています。(健康推進課)

④前立腺がん検診を年1回受けられるようにしてください。

(答) 前立腺がん検診については、50歳以上の奇数年齢を対象に2年に1回実施しており、対象者を拡大する予定はありません。(健康推進課)

【4】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

(答) 下記1、2、3の意見書・要望書の提出については確かに聞きしました。

1. 国に対する意見書・要望書

- ①宙に浮いた年金問題を全面解決し、全額国庫負担による「最低保障年金制度」の創設、受給資格年限を短縮し、安心してくらせる年金制度を確立してください。また、国民年金保険料滞納者に対し、短期保険証の発行など制裁措置をしないでください。
- ②後期高齢者医療制度の対象者が経済的状況にかかわらず、必要な医療が受けられるよう、国において十分な低所得者対策を講じてください。また、保健事業および葬祭費に十分な公費負担を導入してください。
- ③介護保険への国庫負担を増やして、保険料・利用料減免制度を国の制度として実施するなど負担の軽減と給付の改善をすすめてください。また、障害者自立支援法の利用者負担の軽減措置を拡充するとともに、施設・事業者に対する報酬単価を改善してください。
- ④子育て支援として就学前までの医療費無料制度の創設と妊産婦の健診制度の補助金を復活・拡充してください。また、現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。
- ⑤消費税の引き上げは行わないでください。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

- ①2008年4月から2割負担に引き上げられる70歳以上の高齢者の医療費負担を1割に据え置くために、医療費助成を実施してください。少なくとも、73歳・74歳の老人医療費助成制度対象者については、必ず1割分の助成を行ってください。
- ②福祉給付金制度を70歳から実施し、支払方法を現物給付方式にしてください。
- ③後期高齢者医療対象者へ県としての減免制度を設けてください。
- ④子どもの医療費助成制度の対象を入院・通院とも中学校卒業まで拡大してください。
- ⑤削減した国民健康保険への県の補助金を元にもどし、増額してください。
- ⑥精神障害にある人を障害者医療費助成制度の対象にしてください。
- ⑦4月から行われている通所施設・在宅サービス利用者の負担軽減措置にかかわって、資産要件を撤廃するなどさらなる軽減策をとってください。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

- ①保険料は、高齢者の生活実態に即した保険料にしてください。
- ②低所得者に配慮し、必要な医療が安心して受けられる減免制度を設けてください。
- ③保険料を払えない人への保険証の取り上げをしないでください。
- ④健診を、今まで通り、希望者全員が受けられるようにしてください。
- ⑤県民および高齢者が参加できる運営協議会を設けてください。

以上